

## 令和元年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第2回）における議事概要

- 1 開催日時 令和元年11月15日（金）午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
  - （地裁委員） 岩崎千恵子，岩堀政則（家裁委員兼務），蛭原真治（家裁委員兼務），大迫敏輝，奥村三千代（家裁委員兼務），小田島靖人，加藤俊治（家裁委員兼務），小八重隆士，杉田千香子，永井裕之（家裁委員兼務），西山昌彦（家裁委員兼務），森岡信博
  - （家裁委員） 新宮智之，杉田晋一，高橋 博，松田幸子，三好泰廣
  - （列席者） 地家裁事務局長，刑事首席書記官，民事首席書記官，家裁首席書記官  
次席家裁調査官，刑事次席書記官，会計課長
  - （庶務担当者） 地裁総務課長，家裁総務課長
- 4 議事（□：委員長，▲：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）
  - (1) 新任委員紹介等
    - 新任委員
    - 地裁委員 岩崎千恵子委員
    - 同 小八重隆士委員
  - (2) 委員意見に基づく裁判所の取組状況の報告（前回テーマ「裁判所の一般広報について」）
    - ア 成年後見等制度について（担当：家裁首席書記官）

後見制度のニーズに対して利用率が低い点及び後見人の給源が不足している点が問題点として挙げられる。広報及び市民後見人の育成を担う中核機関については，県内では，すでに都城市並びに延岡市及び西臼杵郡が設置している。今後，宮崎市が東諸県郡と共に設置することが予定されており，宮崎県が九州で一番多く中核機関が設置される予定である。裁判所としては，今後も，市町村をバックアップしていくことで，後見制度の利用促進につなげていきたい。
    - イ 裁判員制度について（担当：刑事次席書記官）

裁判員候補者に送付する質問票について，質問項目が多く，記入にあたって分かりづらいという意見があったので，質問票の改訂を行った。各質問の上に見出しを付けて分かりやすくするようにしたり，質問内容を平易に短くして1ページにまとめたりした。今後も，ご意見を伺いながら工夫できる点があれば反映していきたい。

また，前回以降，裁判員制度10周年の広報イベントとして，高校生を対象とした模擬裁判・模擬評議を実施した。参加した高校生に裁判員役を務めてもらい，裁判官，検察官，弁護士とともに模擬裁判・模擬評議を経験していただいたところ，大変好評を得た。その様子は，テレビ局で取材放映された。
  - (3) テーマ「裁判所における障害者への配慮について」

裁判所から取組状況等について概要を説明
  - (4) 意見交換
    - 各委員の職場等において，障害のある方に対しどのような配慮をしているのか伺いたい。

- ▲ 当社は、業者や取引先が来訪されることが多く、一般の方や、障害がある方が来訪されることは少ないが、障害者のための対応として、スロープを設置している。ソフト面では、半身不随の方を社員として受け入れているので、避難訓練の際に、災害時のサポート体制や、避難方法について話し合ったりルールを決めたりしている。
- それは、自主的な動きではなくて、会社でルール作りをしたということか。
- ▲ 総務部門も協力し、配属されている部署でそれぞれの対応を決めてもらうようにした。
- ▲ 支店などの建物が古くなり、建て替えをする際にユニバーサルデザインを意識して改装をしている。手話サークルがあり、行員が聴覚障害者に対応できるような環境づくりをしている。人数は少ないが手話ができる行員を窓口に配置して、障害がある方にスムーズに対応できるようにしている。その他、伝票を記載する場所に杖を置くスペースを設置したり、障害者への対応について行員向けに研修を行ったりしている。
- 手話サークルや障害者への対応は、行員が自主的に行っているのか。
- ▲ 手話サークルは、興味のある方を対象にしており、行員が自主的に行っている。しかし、すべての支店に手話サークルがあるわけではない。
- 銀行は窓口で対応することが多いと思うが、特別に教育や準備などを行っているか。
- ▲ 指さしで用件が確認できるものや点字ボードを窓口に用意して対応できるようにしている。
- 県の場合は、どのような配慮をしているか。
- ▲ 住民の方と接する機会が多いのは出先機関であるが、点字の表示板を設置したり、車椅子の方が利用できるようなスロープやトイレを設置したりしている。また、火災等の災害時の職員の避難対応は、障害のある職員がいる部署ごとにそれぞれに応じた対応を行っている。障害のある方が相談に来られたときは、プライバシーに配慮して質問する必要がある。業務の関係で、障害のある部位を確認する必要がある場合に、プライバシーに配慮した場所にご案内してお話を伺うことが必要である。その他、イベントなどで、障害のある方が多く来られる見通しがあるものについては、車椅子のスペースを設けるように配慮している。
- ▲ 当社社屋では、公的なスペースである1階にLGBT用の「みんなのトイレ」を設置し誰でも利用できるようにしている。また、エレベーターのうち1台は車椅子の方でも利用できるようにしている。会館内のホールでは、車椅子の方が見えなときは、固定席をはずして対応するようにしている。職員に対し、障害者向けの研修は行っていないが、人権全般についての講習は毎年行っている。
- 検察庁ではどうか。
- ◎ 障害者差別解消法に基づいた対応をしている。宮崎地検は、建物が新しく、ハード面での整備がされている。また、障害のある職員のためにバリアフリー化を進めることは、障害のある来庁者の配慮にもつながると考える。ただ、裁判所と異なり検察庁は、検察庁が呼び出した方しか来られない。精神障害や知的障害の方の取調べをすることがあるが、ご本人が十分理解できるよう配慮している。
- 調停委員から見て裁判所はどう見えるか。
- ▲ 多目的トイレができるなど時代の流れに合わせて、徐々に変更されているように感じる。本庁舎内では、新しい中央棟が充実しているが、バリアフリー化も徐々にできてい

る。調停の関係では、申立人と相手方の待合室が離れており、トイレが相手方待合室の側にあるので、障害のある申立人がトイレに行かれる際に、心苦しさを感じるので、臨機応変に対応できないかと思う。調停室内の座る位置についても臨機応変に対応するようにしている。

□ 建物の設備に不便さがある場合は、人の方でそれをカバーしなければならないし、新しい庁舎とそうでない庁舎とでは職員の対応も異なってくる部分がある。

▲ 当社の重点方針の一つに、共生社会の理解を深めるというものがあり、多様な価値観を認めた放送サービスを行っている。障害者の番組も放送している。来年度のパラリンピックでは共生社会の実現に向けた番組の強化を行っている。ユニバーサルサービスを強化する目的で、聴覚障害者に対しては、音声を文字で伝える自動字幕生成技術を開発して持続可能な障害者サービスを行っている。視覚障害者に対しては、番組内容を補足する解説音声を自動的に挿入する自動解説放送を取り入れている。

当社内部の障害者への対応としては、民間の障害者法定雇用率を基本に採用を進めている。ホームページで障害者の職場体験を掲載しているが、一部紹介すると、聴覚障害のあるディレクターがいるが、業務上で、音声を聞くことに不便さを感じていたところ、音声を文字に起こす通訳を付けてほしいという本人の要望を踏まえ、取材や編集、会議などのディレクター業務に関する現場で、会社負担で音声情報を通訳するようにしている。

宮崎局については、障害者がお見えになることは少なく、最低限のバリアフリーの施設しかない。

□ 仕事で見聞きしたことでも良いが、外部の人に対する配慮については、どのように考えているか。内部で働く職場の場合と違う視点があれば伺いたい。例えば、弁護士事務所障害のある依頼者が来られた際に、弁護士事務所ごとに対応は違うか、それとも弁護士会として一定の方針があるのか。

◎ 弁護士会にも、障害者差別解消法の事業者の義務があり、対応指針と対応要領を平成29年10月に策定した。内容は裁判所が説明されたものと大きく異なる。大事な視点として、来られた方によって、ニーズが異なるので、話をよく伺いながら対応していく必要がある。車椅子の相談者が時折来られるが、弁護士会館は、ハード面が不十分であり、エレベーターがない。また、相談室も車椅子が入るには狭すぎるので、適宜配慮している。また、利用件数は少ないが、法テラスも含めて出張相談を行っている。宮崎では、職員が聴覚障害のある方や文字を書くことができない方に代筆や介助を行っている。

□ それでは、事例検討に移りたい。ケース1について、裁判所は、どこまで行うことが合理的なのか。ご意見があれば伺いたい。

▲ 難しい問題である。手続案内を受けることができないとなると、何もできないのではないか。個人的な意見としては、書くことができない場合や目が見えないような場合、必要なサポートはして良いのではないかと思う。また、支援している団体を紹介したり、民生委員などのネットワークと連携したりしていく必要があるのではないか。

□ 支援する団体を紹介するのは、一つの考えだと思う。

▲ 社会福祉士の立場からすると、利用者の立場から考えるので、何らかの積極的なサポ

ートをしていくべきだと思う。裁判所としてもできるだけことはやってほしいし、障害者支援サービスを利用するという選択肢もありうる。

□ 職員が自宅に行くとなると、負担が大きい。書類があれば誰かに相談したり、支援を受けたりすることが容易になるので、訴状の書式を郵送で送ることには意味があると思うが、送付費用を誰が負担するのかなどの問題もある。

▲ 訴訟手続について代理申請などはできないのか。

□ 誰かに代書してもらい、裁判所に提出することは構わない。

▲ 障害者支援サービスを利用して、第三者が手続を行うことは可能か。

□ 弁護士法に抵触しない限り問題はない。ただ、裁判所は、適切な組織を紹介できるだけの情報を持っていない。

▲ 本事例の場合、全国公平に同じような取扱いをすべきではないか。

□ 裁判所ごとに利便性等も異なるので、全国統一に扱うことにも悩ましさがある。物理的な支援については個別の裁判所が、その時にできるところまではやるべきだという考えもある。

それでは、ケース2について、訴えを起こしている原告とのバランスから、期日を変更することについてどのような配慮が必要か。

▲ 相手方が訴状を受け取って対応できないときはどうするのか。

□ 相手方が争うのであれば、裁判官としては、期限を延ばさずに、相手方が反論できるためにはどうすれば良いかを考えるし、争う旨の書面を出してもらえれば良い。期日を6か月先に延ばすことについてはどうか。

▲ 通常、期日を決める際には原告、被告の事情は考慮しないのか。

◎ 準備期間も含めて1か月後の期日を指定している。

▲ 被告に特別な事情があっても考慮されないのか。

◎ 民事訴訟法上、被告は反応しないと負けてしまう。裁判所は、被告が争うということが分かれば当事者が欠席しても手続は終わらせないので、次回期日までに準備をしてもらうとか、延期するということはある。今回のケースでも、争うことが分かる書面を送り返してもらうのではないか。電話をかけてきている今回のケースでは、電話会議で対応ということも選択肢の一つではないかと思う。

▲ もっと重い精神病などで、書面の内容を理解できない時はどうなるか。

□ 基本的には、訴訟能力があるか無いかは裁判所には分からないため、相手の都合を聞かずに期日指定を行っている。裁判所は、相手方が郵便を受けとったことは分かるが、仮に、訴訟能力が無いとしてもそのまま手続が進む場合がある。裁判所は、形式的に手続を進めていき、どこかの段階で本人に訴訟能力が無いことに気付くと、気付いた段階で手続を巻き戻して考える。ただ、うつ病だとご本人が言った場合に、本当にうつ病かどうか訴訟能力の有無等を確認する必要がある。訴訟能力が無い訳ではないが、手助けが必要な場合は、代理人を付ける方法はある。電話で言われただけでは、はっきりしないので、はっきりさせるために、どこまで裁判所が援助するかが問題となる。

では、ケース3について、15名全員の車椅子が法廷に入れられない時に、裁判所はどういう配慮をすべきか。傍聴人への対応では、他の傍聴人との公平性を考えないといけな。どうすれば、裁判所の中立性や公平性を維持することができるか。

- ▲ 障害がない場合でも傍聴席が制限されることはあるので、車椅子の場合も制限されることがあるのではないか。傍聴席が車椅子の方達だけであれば増やそうかとなるし、障害のない方も入れないのであれば、車椅子の方の傍聴席が制限されても仕方がないのではないかと思う。そこは、障害がない方との兼ね合いで考えていくしかないように思う。
- 結果的に不公平になってしまったとしても、配慮していることが説明できれば、コンセンサスは得られるのか。そのあたりの感覚が知りたい。
- ▲ 以前、講演会を行ったとき、事前に障害のある方から車椅子のための席を20席確保してくれないかという要望があったので、席を確保していたところ、イベントが始まってからお見えにならず、来客数が多く先着順ということもあり、確保していた席をその他のお客様に開放したところ、その後、車いすの方がお見えになり、配慮が足りないと言われたことがあった。その時、先着順であることの説明が足りなかったと反省した。障害のある方のスペースを予め決めておくのか、それとも障害のある方も含めて先着順であるのか、きちんと決めようとして誤解のないように相手方に伝えておくべきであると反省した。
- ケース4についてはどうか。
- ▲ 目が見えない方に対して、点字で書類を送ることはできるのか。
- ◇ 点字プリンターがあるので、書類を点字化して送ることは可能である。ただ、図面を引用している場合など点字化できない場合はある。法律で決まっているとおり何らかの形で送る必要はある。
- 今回の事例は、全盲の方が手続を進めて最後の段階まで至ったときの話である。この段階に至るまで、誰も支援してくれる方がいない状態で手続を進める裁判官はいないのではないか。仮に支援者を付けずに進めるとしたら配慮に配慮を重ねながら辿りついていくと思う。障害のあることが分かっているならば配慮していると思う。

5 次回予定

- ・委員長：特に意見等がなければ、地裁委員会では「民事調停の利用促進について」、家裁委員会では「家事調停の充実、調停委員の確保について」を議題とすることはいかがか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会：地裁委員会 令和2年5月29日（金）午後2時30分  
家裁委員会                           〃   午後3時30分

## 「裁判所における障害のある方からの相談対応について」

### ケース1

訴訟手続を利用するため、訴状（訴えを起こすために裁判所に提出する書面）を作成して提出したいが、全身障害があり裁判所に出向くことやペン、印鑑を持つことが困難です。職員を自宅に派遣し、訴状作成を援助してもらえないでしょうか。それが難しければ、訴状の書式を郵送で送ってもらえないでしょうか。

### ケース2

売掛金の支払いを求める訴訟事件で、訴状と裁判期日への出席を求める呼出状を受け取った被告（訴えを起こされた人）から、「私は強度のうつ病で、訴状を読んで反論する書面を作ったり、裁判に出席することは難しい。ついては、来週に指定されている1回目の裁判の期日を6か月先に延ばしてほしいのですが。」との電話があった。

原告（訴えを起こした人）は、資金繰りの関係もあり早期の決着を望んでいる。

### ケース3

「車いすを利用している仲間が裁判の当事者になっています。その仲間を支援するため、明日行われる裁判の傍聴をしたいと考えています。人数は15名で全員車いすを利用しています。障害者用の駐車スペースの確保もお願いしたい。」との連絡があった。

なお、法廷の傍聴席は床に固定してあるが、全84席のうち、14席分は取り外し、そこを車いす数台分の傍聴スペースとして確保することはできるものの、全員分の車いすスペースを確保することはできない。

### ケース4

全盲の被告（訴えを起こされた人）から、判決言渡しの前日に「判決正本を書面で送付されても、目が見えないため、内容を読むことができないのですが。」との相談があった。

【いずれも架空の事例】